

書 評

他者表象のアポリア

——朴裕河『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘争』（第2版・34カ所削除版）を読む

夫 鍾関

(1)

日本でも広く知られたように、韓国で『帝国の慰安婦』（初版：2013年¹）をめぐる論争は一つの事件と呼ぶべき事態になっている。2014年6月16日、9人の元「慰安婦」らから、元「慰安婦」の名誉を毀損したという著者である朴裕河氏への刑事告訴だけでなく、これに対する2億7千万ウォンの損害賠償を請求する民事訴訟が行われた。この際、彼女たちの弁護士はさらに本書の販売禁止とともに、朴氏の元「慰安婦」への接近禁止を求める仮処分までも申請した——他方、朴氏はこの訴訟が、元「慰安婦」たちの意志ではなく、「慰安婦」支援団体である「ナナムの家」の幹部らの意思によって行われたと見ている。2015年2月17日、裁判所は接近禁止については棄却したが、原告側が申請した販売禁止の仮処分申請を一部引用し、34カ所を「削除せず」に出版〔中略〕してはならない」と決定を下した²。その後、著者は4ヶ月後の2015年6月末に、削除部分を〇〇〇と表示した第2版を発刊する。

ところで、このような訴訟とは別に、2020年5月、元「慰安婦」の李容洙氏は、元「慰安婦」を支援しながら日本の責任を問う運動をしてきたも

う一つの団体である「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」（以下、正義連³）に対して、その後援金の使い方に問題提起をした。この問題をめぐり正義連と李氏は互いに対立し合ったが、その過程で既存の正義連の運動のやり方にも様々な問題があったということが明らかになった。特に「慰安婦」運動において、正義連の関係者たちが元「慰安婦」本人たちの意志を無視し一方的に運動の方向を決めることによって、その運動方向から外れた元「慰安婦」たちは排除ないし疎外されてきたのである。皮肉なことは、今日「慰安婦」の名誉を傷つけたと罵倒されている朴氏が、問題が表面化する以前に書いた『帝国の慰安婦』において、すでにナナムの家や正義連による「慰安婦」論の中にこのような抑圧と排除の可能性を見出していたということである。それにもかかわらず、韓国における既存の「慰安婦」論の問題点を暴くはずだった彼女の文章は、裁判によって削除されることになる。

この論考では、『帝国の慰安婦』をめぐる裁判の法理的解釈については立ち入らない。ただ、なぜ朴氏の著作が今日の韓国において「禁書」と呼ばれるほどの事態を引き起こしたかについて少し

1 朴裕河『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘争』第2版（34カ所削除版）、プリワイバリ〔根と葉〕出版社、2015年。

2 刑事裁判の場合、1審は無罪を言い渡したが、2審は1審の判断を覆して有罪を決定した。現在、日本の最高裁判所に該当する「大法院」の判決を待っている。

3 韓国挺身隊問題対策協議会（略称：挺対協）の後身。

考察してみようと思う。先に断っておくが、評者はこの書評を通じて、朴氏を断罪するつもりも、弁護するつもりもない——しかし、書評をするにあたって、このように自分の立場を明らかにする点で、評者はすでに踏み絵を踏んでいるのかもしれない。とはいえ、韓国の言論とメディアにおいて朴氏の「慰安婦」論が、本書に示された彼女の意図からはかけ離れたところで、誇張されて批判されているという感じを拭えない。たとえば、朴氏の議論が「従軍慰安婦」を、「性奴隷」ではなく「売春婦」とすることで、日本の責任を否定している、という解釈はとんでもない誤読であろう。また、『帝国の慰安婦』を批判する一部の知識人は、著者の意図がどうであれ、彼女の議論が単に日本の「右翼」の主張に寄与するという点を強調するが、これは現実の政治学的論理による解釈であって、学問的な批判にはならない⁴。逆に、朴氏の本が「正しい歴史的事実」を述べたにすぎないとして彼女を擁護する人——韓国では少数だが——でさえ、彼女が本書を通じて真に語ろうとするものについてはあまり注目していないように見える⁵。このような過度な批判と歪曲された擁護が出る中で、朴氏が『帝国の慰安婦』を通じて語ろうとした「物語」は忘れられていく。しかし、元「慰安婦」たちを代弁しようとする者がかえって彼女たちを疎外してきたという近年の正義連の事態に直面するにあたって、このような事態を予見した朴氏の忘れられた「物語」を呼び起こし今

一度改めて吟味することも検討に値しよう。批判と擁護、このような朴氏をめぐる審判的態度は留保して、ここではまず朴氏がどのような問題提起をしようとしたのかを再検討してみるが、このことは、「他者」に出会うために今私たちにできることを考える上でも必要なことだと思われる。

この論考では、特に裁判により削除された『帝国の慰安婦』の内容の一部に焦点を合わせて、朴氏が語ろうとした「物語」について簡単に取り上げてみる。彼女の「慰安婦」論は、韓国における既存の「物語」に対抗する仕方ではなされただけでなく、まさにその点で法的に訴えられ、最終的に削除されたことから、ある意味彼女の「物語」において最も本質を突いた文章と考えられるからだ⁶。本論に入る前に、まず『帝国の慰安婦』の性格について簡単に説明しておく。私たちが見逃してはならないことは、本書における「慰安婦」についての記述が歴史事実に正しいかどうかの問題はさておくとしても、朴氏の議論は単に「歴史的事実」の問題だけを念頭に置いていないという点である。実はこの点こそ、『帝国の慰安婦』が論争の中心に立っている原因であろう。特にフェミニズムの観点から「慰安婦」問題を論じようとしたという朴氏自身の発言は、彼女が最初から遂行的言説を意図していたことを示している⁷。それでは、彼女自身としてはフェミニズムの立場からどのような問題提起をしようとしたのだろうか。朴氏の議論がそもそも似非フェミニズムにす

4 申雲龍「『帝国の慰安婦』著者朴裕河教授の起訴をどう見るか」『中央日報』、2015年12月16日、30頁。

5 代表的に、『反日種族主義』（未来社、2019年）の共同著者の一人である李榮薫が挙げられる。

6 上野千鶴子は『帝国の慰安婦』が「語り」の複数性を持ち込んだとして、このことから、朴氏の「慰安婦」論が、「支配的な語り」に対抗するというポストコロニアリズムの課題をつきつけたと述べている。上野千鶴子「『帝国の慰安婦』におけるポストコロニアリズム」『対話のために：『帝国の慰安婦』という問いをひらく』浅野豊美・小倉紀蔵・西成彦編（クレイン、2017年）。これに関連して、上野は、『帝国の慰安婦』論争をめぐる現象以前にも、韓国フェミニストたちによる「慰安婦」議論が「女性を国民主体化する」ことで行われていると指摘・批判していた。上野千鶴子、『ナショナリズムとジェンダー』、青土社、1998年。

7 『帝国の慰安婦』への批判が殺到し始めたころ、朴氏は自身のフェイスブックにおいて、本書はあくまで「女性主義」の観点から書いたものだとして抗弁していた。彼女は以前から、自分の研究テーマを「他者論、ポストコロニアリズム、フェミニズム、日本と韓国の近現代」としていたのみならず、『帝国の慰安婦』事態が起こるまでは、韓国最大のフェミニズム学会である「韓国女性学会」の会員としても活動していた。

ぎないという批判も存在するが⁸、そう言い切ってしまう前に、まず、彼女自身が、「慰安婦」問題を論じることで、どのような形のフェミニズムに与する遂行的言説を提示しようとしたのかに注目すべきであろう。

(2)

「まだ幼い10代のころに、自分の意志とは関係なく「日本軍に強制的に連行され」て奴隷のように性を蹂躪された朝鮮の少女たち⁹」。韓国においてこのように一般的に認識されている韓国の「慰安婦」像に異議を申し立てることで、『帝国の慰安婦』の議論は始まる。そしてこのような異議申し立ては、「慰安婦」の存在を世に知らしめた日本人ジャーナリストの千田夏光氏の議論に注目することで行われるが、単に先行研究に注目しているように見えるこの文章において、本書の最初の削除文が登場する¹⁰。

千田は慰安婦を、軍人と同じように、戦争遂行を自分の身体を犠牲にしながら助けた、「愛国」した存在〔評者：朝日新聞出版の日本語訳では「(愛国的)存在」となっているが、韓国語版においては行為主体性を強く帯びる動詞の言葉が使われている〕と理解している。国家のために働いた軍人の犠牲のための補償はあるのに、なぜ慰安婦はその補償がないの

か、というのが、この本の関心事であり主張でもある。そして結論から言えば、このような千田の視点は、その後に出たどの本よりも、慰安婦の本質を正確に突いたものだった¹¹。

削除されたこの箇所から、私たちは千田氏の議論が、単純な紹介にとどまらず、むしろ朴氏がそれに与するために論じられたという点がわかる。しかし、「慰安婦」問題以前に、植民地の朝鮮人が「大日本帝国」を「愛国」した存在という表現自体が、韓国で敏感に反応されると十分予想されるだろう。このような韓国の状況において、あえて朴氏が、「大日本帝国」により人権侵害を受けてきたとされる「朝鮮人慰安婦」を、「戦争遂行を自分の身体を犠牲にしながら助けた、「愛国」した存在」と表現したのはどのような意図にあったのだろうか。この本を読んでいけば、その意図は明確になる。一つは、日本による「強制連行」の話では語れない、植民地における「朝鮮人女性」の社会的な位置を指摘するためである。つまり、民族問題に収斂しきれない「慰安婦」をめぐる女性抑圧の問題を明らかにするためだが、朴氏が、「慰安婦」以前に存在していた、遊郭から「からゆきさん」にまでつながる日本の女性抑圧の歴史に注目する理由も、このことと関わっている。

「売られていった」(28頁)という言葉が表現するように、朴氏の見るところ、「からゆきさん」

8 ソン・アラム「帝国の詭弁」『ハンギョレ』2016年2月11日、30頁。

9 朴、前掲『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘争』第2版(34カ所削除版)、17頁。この書評での『帝国の慰安婦』の日本語訳は、朝日新聞出版の翻訳を参照したものの、できるだけ韓国出版物の原文を直訳して引用するようにした。朝日新聞出版の『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘争』(2014年)は、韓国で刊行されたプライバリー出版社の『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘争』と構成がかなり異なるだけでなく、さらには重要箇所の表現にも違いが見られる。

10 『帝国の慰安婦』における削除文章の内容は、孫鍾業他『帝国の弁護人朴裕河に問う：帝国の嘘と「慰安婦」の真実』(マル〔言葉〕出版社、2016年)を参照した。『帝国の弁護人朴裕河に問う』は、『帝国の慰安婦』の問題を指摘しながら朴氏を糾弾するために、正義連の関係者をはじめ朴氏の批判者たちが集まって執筆したものである。裁判を経て様々な文章が朴氏の本において削除されたにもかかわらず、朴氏を批判するこの本では、削除された文章がすべてそのまま表記されている。

11 朴、前掲『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘争』第2版(34カ所削除版)、19頁。下線は削除された文を指す。以下同様。

たちは、本人たちの意思に反しながら「売春」を強要された点で、自由を剥奪されていたに違いない。彼女たちがこのように「売られていった」のは経済的理由に関わる親の意思に基づく場合もあったが、決定的な理由として挙げられているのは、彼女たちを通じて利潤を追求する婦女売買組織が存在したからであった。そして、このような「業者」たちによる女性への「売春」の強制的な構造は当時、これらを黙認するばかりか助長しさえした国家権力によって支えられていた。日本における女性への抑圧の歴史は、家父長制と国家が協力する構造的強制的な問題だったのである。こうした点を強調し、朴氏は「朝鮮人慰安婦」の前身は「からゆきさん」、すなわち日本人女性たちだった」と主張する。

「からゆきさんの後裔」、「慰安婦」の本質は実はここにある。〔32頁〕

「慰安婦」の本質を見るためには「朝鮮人慰安婦」の苦痛が日本の娼妓の苦痛と基本的に変わらないという点を先に知る必要がある。その中で差別が存在したのは事実だが、慰安婦の不幸を作ったのは民族的要因よりも、貧困、そして男性優越主義的な、家父長制と国家主義だった。そして「朝鮮人慰安婦」という存在ができるようになったのは、彼女たち〔からゆきさん〕の位置に朝鮮人女性たちが取って代わった結果だった。〔33～34頁〕

朴氏は日本軍による性暴力を、3つの形で理解している。すなわち、「一回性強姦」と「拉致性（連続性）性暴力」、「管理売春」（110頁）である。ここで彼女は植民地朝鮮の「慰安婦」を、「からゆきさん」の延長に位置づけることで、「慰安婦」問題を主に「管理売春」としての性暴力の問題と

する。朴氏の意図としては、韓国と日本の対立を越え、「慰安婦」問題を普遍的な女性抑圧の問題として論じる試みだったかもしれないが、このような問題意識を盛り込んだ彼女の文章は、「慰安婦」支援団体から問題提起され、最終的には、裁判を経て削除されることになった。このような背景には、韓国において、一方では植民地の抱える問題を基本的に宗主国の日本人の有する問題と同一視するべきではないという認識もあっただろうが、もう一方では、「慰安婦」問題は日本という「敵」によって受けた傷の歴史であるという認識も働いただろう。特に後者の立場から見れば、「慰安婦」制度は、日本による「性奴隷」化であり、したがって日本軍が行ったのは「（連続的）強姦」そのものであった。

しかし、このようなフレーム自体こそ、朴氏が異議を唱えようとしたところなのであろう。朴氏はこれと関連して、帝国日本における植民地朝鮮の位置を強調し、「敵の女」と「慰安婦」は根本的に異なる存在だったと述べる。「朝鮮人慰安婦」は「日本軍」との関係では厳然たる被害者の立場に立つことになるが、帝国日本の外部の視線、すなわち日本軍の「敵」の視線で見ると、彼女たちは日本軍の戦争遂行の「協力者」の関係にある。これは、「朝鮮人慰安婦」が「朝鮮人日本軍〔朝鮮人日本兵〕」と同様に、植民地人の矛盾的状况に置かれていたことを意味する。

彼女たち〔慰安婦〕が「戦争犯人」、すなわち戦犯たちと同じ場所に行くことになった理由は、彼女たちが「日本軍」と行動を共にし、「戦争を遂行」した者たちだったからだ。たとえ彼女たちが苛酷な性労働を強要された「被害者」であっても、「帝国の一員」だった以上、避けられない運命だった。〔99頁〕

「戦場で強姦の対象となる「敵の女」と「慰安婦」をめぐる朴氏の議論で注意すべきところは、彼女の意図としては後者の痛みが前者より軽かったということと語ろうとするのではないという点である。ここには、植民地朝鮮における「慰安婦」問題を、単に日本という特殊的な「敵」による女性への性暴力ではなく、普遍的な女性抑圧の歴史の中に位置づけようとする朴氏の問題意識がある。女性の抑圧を表出する「家父長制」の構造は、単に「敵」と「味方」という外部と内部の区別によって前者だけを対象とするのではなく、後者の女性にも抑圧を加えている。フェミニズムの歴史が主に後者の焦点を当てて普遍的な「女性問題」そのものを暴露してきたことも、女性に対する抑圧構造の問題はいかなる共同体においても避けられないという点を強調するためであろう。

朝鮮人「慰安婦」たちは、内地人の「日本人」と異なる「準日本人」扱いだっただとしても、厳然たる「帝国の一員」であったし、したがって、帝国の外部の視線で見ると、「軍人の戦争遂行を助ける関係」にあった（60頁）。このような「協力」関係において、彼女たちは日本軍のための身体的「慰安」と同時に精神的「慰安」の役割を果たすことが要求されたとされるが、朴氏は、彼女たちがこのような役割に自ら没頭していくことも、「慰安婦」個人の観点からすれば、「一つの選択」でありうるという点を強調する。ここで「選択」という言葉が使われたことに評者は違和感を感じるが、朴氏の議論に従ってみると、彼女があえて「慰安婦」個人の「選択」という挑発的な用語を使ったことが、単に朝鮮／日本という民族の区別では語れない、女性をめぐる抑圧構造そのものを明らかにするためであるということが分かる。

「慰安婦」には身体的な「慰安」だけでなく、精神的な「慰安」までも要求されていた。彼

女たちが「皇国民ノ誓詞」を覚え、何かの〔記念〕日に、「国防婦人会」の服に着替えてたすきをかけて参加したのはそのためだった。それは国家が勝手に課した役割だったが、そうした精神的な「慰安」者としての役割＝自分の存在に対する（多少無理のある）誇りが、彼女たちの過酷な生活に耐えうる力になることは十分に想像できることである。〔61頁〕

つまり、「こんな体の私が兵隊さんのために働ける、お国のために尽くせる」と思った日本人の「慰安婦」のように、「朝鮮人慰安婦も「日本帝国の慰安婦」であった以上、基本的な関係は同じである」（62頁）。「愛国」に対する彼女たちのこのような「選択」は、強制性が伴う構造の下での「選択」という点で、「選択」という言葉から積極的な自発性を引き出すのは無理な解釈だろう。その点で「日本人慰安婦」も「朝鮮人慰安婦」も、実際のところ、「選択」を強要された存在として位置づけられる。そして、このような「選択」をめぐる朴氏の議論は、結果的に、植民地朝鮮における「親日問題」に真っ向から異議を申し立てることになる。

今日の韓国のように、植民地問題を単純に「親日」か「独立闘士」かという二分法の下で評価してしまえば、「敵の女」ではなかった「朝鮮人慰安婦」が、このような「選択」を強要されたという悲しみの歴史を理解することができない。植民地をめぐる従来の二分法的思考では、「朝鮮人慰安婦」は自分たちの「親日コンプレックス」を隠すために、「民族の娘」として自ら「協力の記憶を去勢」するしかない（207頁）。したがって、慰安婦たちが「帝国の一員」であったという点を朴氏が強調するのは、「日本軍」に「協力」をせざるを得なかった、そしてこのような「協力」を自ら合理化せざるを得なかった、彼女たちをめぐる

る抑圧構造を暴くためであった。帝国との「協力」関係を無視したまま、単に——少なくとも、内面的な意味で——「帝国」に対抗する「独立闘士」のイメージとして「慰安婦」を捉えてしまうと、彼女たちが置かれていた構造的強制が見えなくなる。

だまされて行った場合であれ志願して行った場合であれ、「慰安婦」の役割は根本的にこういうことだった。家族と故郷を離れて、遠い戦場で明日には死ぬかもしれない軍人たちを精神的・身体的に慰め、勇気を与える役割。その基本的な役割は数え切れない例外を産んだが、「日本帝国」の一員として要求された「朝鮮人慰安婦」の役割はそのようなものであり、そのため愛も芽生えることができた。〔65頁〕

このような記憶〔良い日本軍兵士に対する記憶〕はあくまで付随的な記憶でしかない。たとえ面倒を見てもらって、愛して心を許す相手がいたとしても、慰安婦たちにとって慰安所とは、逃げ出したい場所ではないからだ。とはいえ、そこにおいてこのような形の愛と平和が可能だったというのも事実であり、それは朝鮮人慰安婦と日本軍の関係が基本的には同志的關係だったからだ。問題は彼女たちにとって大切だった記憶の痕跡を、彼女たち自身が「全部捨てた」という点である。「それを放っておけば問題になるかもしれない」という言葉は、こうした事実を隠蔽しようとしたのが彼女たち自身だったということを示す言葉でもある。そして我々は解放以後、ずっとそのように「記憶」を消去させながら生きてきた。〔67頁〕

朴氏が「慰安婦」と日本軍兵士との「愛」の存

在可能性を強調して、従来とは異なる「慰安婦」像を描き出したことも、上の問題意識の延長で読むことができる。フェミニズムの一般論としては、男女が愛し合う関係においても、男性が構造的に女性への抑圧であり得る、と十分考えられている。朴氏はこれを裏返し、構造的に男（日本軍兵士）が女（慰安婦）にとって加害者であるにもかかわらず、その男女同士が愛し合うことは不可能ではないと指摘するのである。著者の意図として、「慰安婦」と「日本軍」との関係を正当化するのではなく、むしろ一般的な私的関係をめぐる構造的抑圧を指摘することかもしれない。しかし、たとえ朴氏の主張する話が部分的に真実としてあったとしても、女性が男性によって構造的に抑圧される過程を記述するところで、あえて男性との愛を故意に強調するのはやや暴力的な表象だと思われる。まして当時の経験がトラウマ的記憶となった実際の被害者にとってはより暴力的な言説になるしかない。とはいえ、著者の立場からすれば、このような関係の矛盾をまともに理解することこそが、「性奴隷」の観点では捉えられない、「慰安婦」をめぐる女性抑圧の構造を浮き彫りにするのであろう。ところで、このような朴氏の議論は、フェミニズムが長い間苦しんできた「売春」問題に直面させる。

「朝鮮人女性」は日本の「植民地」となった「半島」出身の「日本」女性＝「帝国治下国民」として、軍人に対する性の提供を要求される存在だった。そしてその状況は、〔朝鮮人女性が〕かつて明治時代から海外に出稼ぎに行かなければならなかった日本人女性を代替することだった。最終的に「朝鮮女性」が多かったのは、他の理由もあるだろうが、何よりも「朝鮮」が「日本」に比べて相対的に貧しい女性が多い地域だったからである。〔中

略] 性労働の加害者は、女性を「教育」から排除して経済的自立の機会を与えずに父親や兄が物のように売ることでもできた時代、女性の所有権を男性が有した時代の家父長制的国家だった。したがって、「朝鮮人」が最初からターゲットにされる理由もなかった。朝鮮人女性が慰安婦になったことは、今日も依然として、他の経済活動が可能な文化資本を有しない貧しい女性たちが売春業に従事するのと同じ構造のことである。〔111～112頁〕

ここで朴氏が、「慰安婦」問題を告発・糾弾してきた正義連が強調する「慰安婦」の「性奴隷」的性格を拒否する理由が明らかになる。朴の見るところ、「物理的強制」や「強姦の反復」というイメージの「性奴隷」とは違い、「朝鮮人慰安婦」は、「植民地となった国の民として日本の国民動員と募集を構造的に拒否することができなかったという点で、日本の奴隷であった」(117頁)。そのため、このような奴隷性は、単に拉致されたりだまされたりして「慰安婦」になった「朝鮮人女性」だけに該当するものではない。著者はこれと関連して、たとえ「自発的な」意思によって「慰安婦」になったとしても、そこには家父長制的構造の強制性が働いているという点で、それは「性奴隷」的だとする。今日、韓国において共有されている「拉致性暴力」の観点による「性奴隷」理解は、「自発性の中に見えない構造的な「強制」が存在し、「売春婦」という外見の中に「性奴隷」という側面が存在した」という事実を背に向けてしまう(143頁)。その点で、皮肉にも「売春」の性格を強調して「慰安婦」問題の責任を否定する日本の右翼勢力と、「強姦」の問題だけを取り上げて「慰安婦」問題を糾弾する韓国の観点は、女性への構造的強制を隠蔽する点で一致している、と朴氏は主張する。

慰安婦問題を否定する者たちは「慰安」を「売春」としてのみ考えるのに対して、我々は「強姦」としてのみ理解したが、「慰安」というのは、基本的にその二つの要素を全部含むものだった。言い換えれば「慰安」は苛酷な食物連鎖の構造の中において、実際に金を稼ぐ人々は少なかつたが、基本的には収入が予想される労働であり、そのような意味では「強姦的売春」だった。あるいは「売春的強姦」だった。〔120頁〕

ここで、「強姦的売春」ないし「売春的強姦」という表現は、「売春＝強姦」を意味するだろう。しかし、このような問題意識を示す上記の文章は第2版では削除されてしまった。評者から見ても、「売春」と「強姦」を連結させるレトリックは、やや強すぎる主張である。とはいえ、著者のための擁護ではないが、これに関して一つだけは指摘したい。朴氏が「売春」という名前で隠蔽された「強姦」または性暴力の存在を暴露する試みは論理として、「売春」的性格を根拠に「慰安婦」の問題を矮小化させようとする日本の責任否定論を退けながら、さらにそれへの反論にもなっているということである。これに関して、批判者たちは、「売春」が性暴力被害の一つという点を看過するわけではないが、「慰安婦」が性暴力被害の極限だという点を強調して著者に反発するかもしれない。しかし、これに対して朴氏は、既存の議論のように「慰安婦」における性暴力被害の極限性を強調してしまうと、強調される性暴力被害の極限の基準に満たない元「慰安婦」たちが、自分たちが経験した被害について語るができなくなると主張するだろう。

朴氏の見るところ、「連続性強姦」の対象として位置づけられる「朝鮮人慰安婦」の特殊性を論

じるために、「日本人慰安婦＝売春婦」と「朝鮮人慰安婦＝拉致された少女」の違いを強調する観点もまた、前者の場合、男性による女性への性暴力が許されるという考えを暗黙の裡に前提とする問題がある。後者においても、以前から「売春」せざるを得なかった朝鮮人女性が「慰安婦」になった場合、彼女はその「朝鮮人慰安婦」の基準から自動的に排除されるという暴力を免れない。朴氏が、韓国の「慰安婦」支援団体が強調する元「慰安婦」の純粋な「少女」性に問題を提起するのも、このような問題意識に基づく。

「そのような類の業務に従事していた女性が自ら希望して戦場に慰問に行った」とか「女性が本人の意思に反して慰安婦〔の仕事をする〕ことになることはなかった」(木村才蔵)と見る見解は「事実」としては正しいかもしれない。

[中略] だが、たとえ「自発的」に「希望」したとしても、彼女たちにして、世の中で「醜業」と呼ばれる仕事を選択させたのは、彼女たちの意志とは無関係な社会的構造だった。
[中略] 慰安婦の自発性というのは、本人が意識しないとしても、国家と男性、家父長制の差別(選別)による自発性にすぎない。[158～159頁]

このような「自発性」が厳密な意味での自発性ではないように、たとえ「慰安婦」が「自分を売るために積極的に」行動したという事実があったとしても、その「積極性」は、自分の「運命」を受け入れた「断念と諦念」によるものにすぎない。人身売買によって「売春」を強要される場合であれ、女性が「自発的に」自分の性を売るようになった場合であれ、両者にはともに女性に抑圧を加えている構造が働いているのである。したがって、

朴氏の見るところ、「慰安婦」に当時このような「自発性」と「積極性」があったか、なかったかという観点は、「慰安婦問題」の本質から外れることになる。

(3)

今まで見てきたように、朴氏の議論は、「自発的」に「慰安婦」になった場合と、強要されて「慰安婦」になった場合をあえて区別しようとしない。すでに気づいている読者もいるだろうが、彼女の議論は、性売買を一つの性暴力の延長で見て、性売買そのものが女性への人権侵害だという一種のラディカル・フェミニズム的な思考に依拠している。つまり、朴氏からすれば、自分の性を売る女性たちは、ある意味ですでに「性奴隷」なのだ。これに関連して、朴氏が今日、日本軍の「慰安婦」問題を告発・糾弾する正義連を批判するのは当然のことかもしれない。朴氏は、「慰安婦」問題の責任追及において、正義連に関わる韓国のフェミニストたちが日本による植民地支配の特殊性だけを強調することで、フェミニズムが本来指摘すべき普遍的な「構造的強制」の問題への視点が欠けていると主張する。言い換えれば、「慰安婦」をめぐる韓国のフェミニズム運動の目的が、普遍的な家父長制的国家の問題ではなく、「日本」批判に終わる点で、韓国のフェミニズムは自らの限界を示している。

「慰安婦」をめぐる朴氏のこのような問題意識は、フェミニズムを考える上で豊かな考察を含みながら、韓国社会に新たな知見を加えるものと考えられる。しかし、評者はそのことを認めながらも、著者の議論においていくつかの疑問点を持たざるを得ない。

「慰安婦」を「誘拐」して「強制連行」したのは、少なくとも朝鮮の地においては、そして公的

には、日本軍ではなかった。〔38頁〕¹²

朴氏によると、日本軍はむしろ「むやみに募集することを禁止した」集団であった。この部分は実際の歴史的事実の問題に関わっているため、評者は、彼女の議論がどれほど実際の事実に近いかについて評価を下せる立場に立っていない。ただし、ここで評者が注目しようとするのは、それでも日本軍の「強制連行」を否定することが日本軍の責任を否定することにつながらないという朴氏の主張である。朴氏は、「長い間戦争をすることで巨大な需要を作り出したという点だけでも、日本はこの問題で責任を負わなければならない最初の主体」であると述べている（25頁）。だが、ここでの批判の対象は、当時の歴史的文脈で多様な可能性のうち一つを選択した「日本」——すなわち、多様な国民国家の中の日本への批判——ではなく、世界史的に普遍的な家長長制構造を表象（代表）する国家としての「日本」——すなわち、普遍的な国民国家への批判——となっている。その点で、「慰安婦」への抑圧の原因が引き続き「構造」の議論に収斂されることで、家長長制的国民国家を指摘する立派な「物語」が出来上がった、と言ってよい。しかし、この「物語」において強制連行の問題はどのように位置づけられるだろうか。仮に著者の主張のように強制連行の主体が「日本軍」ではなく、主に朝鮮人を含む「業者」（または逸脱した軍人）であったとしても、構造のみを強調する議論において強制連行に対する責任は、果たしていかなる根拠から追及されるだろうか。もし強制連行もまた単に社会の抑圧構造の結果であるなら、その主体が行ったことは皆の普遍的な行為の問題に還元されるのだろうか。そうでなければ、

朴氏は強制連行をあくまで単なる特殊な例外として扱いながら、日本の責任について普遍的な構造の問題として論じているだけだろうか。どちらにせよ、「慰安婦」たちが経験した「強制連行」の暴力性を矮小化させるように見える。

すでに論じたように、朴氏の議論では、一般的な意味での強制による「売春」と自発的な「売春」を区別せず、両者が構造的な強制として一括りになっているが、この議論は彼女の意図とは逆に、「強制」の意味を実質的に無意味にするのではないかと懸念される。朴氏は強制的に連れて行った「業者」たちの行動にも注目しながらも、問題は最終的には「慰安婦」をめぐる社会的構造にあるとしており、「強制連行」による「慰安婦」の問題（その主体が日本軍か人身売買業者かの問題以前に）を矮小化しているように見える。このような問題提起は、単に、「強制連行」された慰安婦の苦痛が、自発的に「慰安婦」になった女性たちのそれと単純比較して、さらに大きいという点を強調するためではない。後者の苦痛を矮小化するためではなく、むしろそれぞれの「慰安婦」の存在の痛みを理解するためにも、両者の違いを明らかにすることが必要ではないかと思われる。

フェミニズムは、歴史的には近代思想の潮流の流れからも生まれたが、前世紀のポスト構造主義の思潮の影響を受けて近代批判の思想としても登場してきた。これまでの議論を踏まえると、『帝国の慰安婦』に見られる朴氏のフェミニズム理解はまさに後者の近代批判としてのフェミニズムの立場にあるが、その点で朴氏による「慰安婦」の「自発性」の強調が、むしろ「自発性」を制約する「構造」を暴露するためだということは疑いの余地がない。しかし、『帝国の慰安婦』において朴氏は、

12 この文章は、朝日出版社では、「たとえ軍人が「強制連行」したケースがあったとしても、戦場でない朝鮮半島では、それはむしろ逸脱した例外的なケースとみなすべきだ」となっている。朴、前掲『帝国の慰安婦：植民地支配と記憶の闘い』（朝日新聞出版）、46頁。

女性をめぐる普遍的な抑圧構造の告発に注力するあまり、事実上強制連行そのものを不問にしながら、責任の所在の追求が曖昧になっているのではないかと思われる。既存の「慰安婦」論の脱構築を試みる朴氏の議論は、「慰安婦」の多様な物語を浮き彫りにしようとする問題意識があるにもかかわらず、結果的には、「慰安婦」をめぐるすべての物語を一つの「大きな物語」に収斂させてしまう。もちろん、朴氏からすると、韓国における既存の「慰安婦」の議論こそ、「民族」に関わる被害者としての「慰安婦」像だけを強調して、その像に収まらない「慰安婦」たちを沈黙させるという点で、多様な物語を抑圧する「大きな物語」なのであろう。「慰安婦」たちを代弁するために彼女たちを表象することで生じたこのような問題は、もしかすると、代弁者自身が考える「他者」を一方的に表象するために生じたものかもしれない。

岡真理が指摘するように、「他者」を一方的に表象することは一つの暴力にならざるを得ない¹³。なぜなら、当事者でない人間が、表象不可能な「他者」の経験を表象することは許されるわけがないからである。そのような点で、「慰安婦」について論じる試みは、言語に絶した苦しみを問題の当事者でない者が勝手に表象する限り、一方的な表象としての暴力にとどまる。その点で、『帝国の慰安婦』から削除された朴氏の記事は、このような「他者」表象の問題そのものと関わっているかもしれない。しかし、近年の正義連事態でも分かるように、私たちは当事者ではない以上、あくまで元「慰安婦」たちを真に代弁（表象）することはできないのである。

もっとも、このことは、彼女たちの痛みを理解

することをあきらめろという意味ではない。ただ、私たちが「慰安婦」問題を真に分有するためには、私たちはまず、私たちによる彼女たちの表象の不完全性、すなわち私たちの言葉で彼女たちを真に代弁できないことを認識しなければならないということである。今まで私たちは、彼女たちが語ることができないと断定して、彼女たちを代弁しようとしてきたが、このような彼女たち自らの表象不可能性を強調するのはかえって、彼女たちを、依然として語ることができない位置に閉じ込めることになる。しかし、「他者」の表象不可能性の問題が、「他者」の語りの不在そのものにあるのではなく、「他者」の語りが聞き取れない状態にあるのであれば、何よりも、彼女たちの沈黙の助長に私たちが共謀していることを認めることが重要である。その点で今日、私たちがなすべき最も重要なことは、正義連と『帝国の慰安婦』、どちらの「慰安婦」像が正しいのかについて審判を下すのではなく、元「慰安婦」たちを沈黙させるもの、語れないようにするものについて私たちがもう一度省みることで、見えざる彼女たちの語りを可視化することであろう。そして、このような語りがはっきり見えたとき、私たちは自らの声で語る彼女たちにやっと出会えるのではないか。彼女たちは常に代弁されるべき（represented）存在ではなく、自らを表象する（represent）、すなわち常に私たちに「語っている」存在だったことに気づくことで、彼女たち自身の語りに出会う前提が整うからである。「慰安婦」をめぐる問題の解決へと向かうために必要なのは、「他者」を語らせないことでも、「他者」に語らせることでもない。そうではなく、何よりも私たちこそが彼女たちの語りを聞き取っていないのだ、という自覚

13 岡真理『彼女の「正しい」名前とは何か：第三世界フェミニズムの思想』青土社、2000年。

14 Spivak, Gayatri Chakravorty, "Can the Subaltern Speak?", in *Can the Subaltern Speak?: Reflections on the History of an Idea*, (eds.) R. C. Morris, 2010.

が伴わなければならない。

